

星田北6丁目および藤が尾小学校区の星田北7丁目の指定校が変更となる場合の取扱要綱

施行 令和2年12月28日

(適用条件)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日時点で星田北6丁目及び藤が尾小学校区の星田北7丁目に居住する世帯の就学予定者、児童及び生徒で次の就学を希望する者に適用する。なお、令和3年4月1日時点で藤が尾小学校区の星田北7丁目に住居を建築中の世帯については、同様の扱いとする。

- (1) 藤が尾小学校に就学せず、星田小学校への就学を希望する者
- (2) 第四中学校に就学せず、第三中学校への就学を希望する者

(申請)

第2条 星田小学校又は第三中学校へ就学を希望する就学予定者、児童及び生徒の保護者は、教育委員会に対して「就学指定校の変更申立書」を提出しなければならない。

(申立書の受理・通知)

第3条 教育委員会は前条の申立書を受理したときはこれを審査し、その結果を速やかに、その保護者に対して通知しなければならない。

(承認の取り消し)

第4条 教育委員会は、保護者が星田小学校又は第三中学校への第2条の手続きを偽り、また不正な行為によって前条の許可を受けたことが判明した場合は、当該承認を取り消す旨の通知をしなければならない。

- 2 前項の通知を受けた保護者は、速やかに藤が尾小学校又は第四中学校へ就学させなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の附則（令和2年教委規則第11号）の公布の日より施行する。

(通学区域の特別措置)

- 2 この要綱実施の日において、既に星田小学校又は、第三中学校へ就学している児童及び生徒については、この要綱に基づいて就学指定校の変更が行われたものとみなす。

(要綱の廃止)

- 3 「星田北6丁目の通学区域に関する取扱要綱」は、施行の前日をもって廃止する。